

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{※注} <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 農地転用許可基準の運用における「個人住宅の転用面積」の緩和について		
提案市	須坂市		
提案要旨	現行の農地転用許可基準の運用では、個人住宅の転用面積は、一般個人住宅 500 m ² 以内、農家住宅 1,000 m ² 以内としているが、その基準を緩和されたい。		
提案理由	<p>当規定は、「農地転用許可基準の運用について」（昭和 55 年 10 月 1 日付長野県農政部長通知）により運用されているが、農家からは基準面積を超えての住宅転用面積増の相談が多い。</p> <p>既存の敷地内に住宅、倉庫等、庭等一連の構えが固まっている状態で、新たに農作業所や通路を設けたい場合、現行の農家住宅は 1,000 m²以内とする規定では、取り壊し等を行わない限り、設置は困難である。</p> <p>この規定には、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない旨の記載があるが、汎用的な緩和が望まれる。</p>		
現況及び課題等	<p>（上記以外の相談事例）</p> <p>敷地前の道路が狭くカーブしており、交通量が多いうえ見通しが悪いため敷地への出入りが危なく困っている。</p> <p>そこで、隣接する裏の農地を取得し、一部を通路に転用して、ここに接する公道から出入りしたいと考えたが、既存の敷地面積が 1,000 m²程度あったため、新たな転用ができない。</p>		
関係法令	農地転用許可基準の運用について （昭和55年10月1日付長野県農政部長通知：最終改正平成23年3月15日付）		